

別記様式第十一の三(第四十三条の十一関係)

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

届出者 住所  
氏名  
(電話番号)

代理人 住所  
名称等  
(電話番号)

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

受付欄	
変更前の届出書の 受付番号	

# 地区計画等の区域内における行為の変更届出書について

## ～届出の手続き～

### 1 届出期間

変更に係る工事着手の30日前までとなっています。なお、計画変更確認申請を伴う場合には、**確認申請前**に届出の手続きを行ってください。

### 2 届出の場所

下欄の担当課になります。**2部**提出してください。

## ～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面のうち変更に係るもの（担当課にご相談ください。）を添付してください。また、図面には、「変更に係る部分」及び「その部分が地区整備計画の建築物等の制限に適合している状況」を明記してください。

	届出が必要な行為	添付図書
A	土地の区画形質の変更	<u>区域図</u> 及び <u>公共施設を表示する図面</u> 、 <u>設計図</u>
	建築物の新築、増築、改築、移転（*1）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>緑化施設平面図</u> 及び <u>緑化施設適合証明通知書</u> （又は <u>緑化率の適用除外に関する許可書</u> ）（*5）、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、その他（*6）
	工作物の建設	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>緑化施設平面図</u> （*5）、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u>
	建築物等の用途の変更（*2）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>緑化施設平面図</u> 及び <u>緑化施設適合証明通知書</u> （又は <u>緑化率の適用除外に関する許可書</u> ）（*5）、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u>
	建築物等の形態又は意匠の変更（*3）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>立面図</u>
B	緑地保全区域内での木竹の伐採（*4）	① 許可不要の場合：許可不要を証する書類、 <u>位置図</u> 、 <u>区域図</u> 、 <u>施工図</u> ② 許可を要し、Aの行為も伴う場合：許可書及び添付書類（写し）

## 備考

- \* 1 確認申請を伴わない増築等も含まれます。
- \* 2 「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- \* 3 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- \* 4 「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。  
Aの行為を伴わず、許可行為のみの場合は、環境創造局みどりアップ推進課での手続きのみとなります。
- \* 5 緑化施設平面図は、「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合のみ必要です。
- \* 6 「地区整備計画」に定められている項目に応じ、諸元表、求積図、求積表等の提出もお願いします。  
\_\_\_\_\_で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は2面以上必要です。

## 問い合わせ先：都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課

■鶴見、神奈川、西、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷の各区※ → 都市整備局地域まちづくり課 045-671-2667

■青葉区 → 青葉区区政推進課 045-978-2217

※下記地区については、担当課が異なります。

■「関内・関外周辺地区」、「新横浜駅周辺地区」→ 都市整備局都心再生課 045-671-2673

■「横浜駅周辺地区」、「京浜臨海部地区」→ 都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課 045-671-2693

■「みなとみらい21地区」→ 都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課 045-671-3516

■「鶴見潮田・本町通街並み誘導地区」→ 都市整備局防災まちづくり推進課 045-671-3664